

産業環境委員会議案説明資料

令和5年6月29日

件名	頁
1 第48号議案 足立区リサイクルセンター条例を廃止する条例	2

(環境部)

第 4 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 6 月 2 9 日

件 名	足立区リサイクルセンター条例を廃止する条例																																		
所管課	環境部環境政策課																																		
内 容	<p>足立区リサイクルセンターあだち再生館（以下、「あだち再生館」という。）の閉館に伴い、足立区リサイクルセンター条例を廃止すると共に、足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の別表から、以下のア・イを削除する（別紙参照）。</p> <p>ア 足立区リサイクルセンター指定管理者選定審査会 イ 足立区リサイクルセンター指定管理者評価委員会</p> <p>1 あだち再生館の概要</p> <p>区民のリサイクル意識の向上、ごみの減量及びリサイクル活動の推進を図るための拠点として平成 9 年 9 月に開設した。</p> <p>平成 9 年 5 月 都との合築で竣工（中央本町 2-9-1） 鉄骨・鉄筋コンクリート 2 階建て 延べ面積 1 4 5 3. 2 6 平方メートル</p> <p>平成 9 年 9 月 供用開始 1 階 東京都足立東リサイクルセンター（都） 2 階 足立区リサイクルセンターあだち再生館（区）</p> <p>平成 1 2 年 4 月 清掃事業の区移管に伴い、全館が区の施設となる。 令和 2 年度以降 用途制限解除（令和元年度末）に伴い以下の内容にて運営 1 階 図書コーナー、資料コーナー、パネル展示 2 階 学習室</p> <p>2 事業実績</p> <p>区民のリサイクル意識の向上を目的としたあだち再生館では、各種講座を主力事業としている。</p> <table border="1" data-bbox="408 1507 1457 1895"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">館内講座</th> <th colspan="2">出前講座</th> </tr> <tr> <th>講座数</th> <th>参加者数</th> <th>講座数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 3 0 年度</td> <td>1 5 6 件</td> <td>1, 8 9 6 人</td> <td>5 1 件</td> <td>2, 9 9 1 人</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1 2 5 件</td> <td>1, 7 6 9 人</td> <td>6 1 件</td> <td>3, 5 0 2 人</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>5 7 件</td> <td>6 1 8 人</td> <td>2 3 件</td> <td>5 4 0 人</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>2 5 件</td> <td>3 0 6 人</td> <td>6 5 件</td> <td>1, 3 1 3 人</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>3 6 件</td> <td>4 0 1 人</td> <td>7 4 件</td> <td>1, 7 0 4 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和 3 年度より、区民ニーズに合わせて出前講座の実施数を増やしている</p>	年度	館内講座		出前講座		講座数	参加者数	講座数	参加者数	平成 3 0 年度	1 5 6 件	1, 8 9 6 人	5 1 件	2, 9 9 1 人	令和元年度	1 2 5 件	1, 7 6 9 人	6 1 件	3, 5 0 2 人	令和 2 年度	5 7 件	6 1 8 人	2 3 件	5 4 0 人	令和 3 年度	2 5 件	3 0 6 人	6 5 件	1, 3 1 3 人	令和 4 年度	3 6 件	4 0 1 人	7 4 件	1, 7 0 4 人
年度	館内講座		出前講座																																
	講座数	参加者数	講座数	参加者数																															
平成 3 0 年度	1 5 6 件	1, 8 9 6 人	5 1 件	2, 9 9 1 人																															
令和元年度	1 2 5 件	1, 7 6 9 人	6 1 件	3, 5 0 2 人																															
令和 2 年度	5 7 件	6 1 8 人	2 3 件	5 4 0 人																															
令和 3 年度	2 5 件	3 0 6 人	6 5 件	1, 3 1 3 人																															
令和 4 年度	3 6 件	4 0 1 人	7 4 件	1, 7 0 4 人																															

3 課題

- (1) 地の利が悪く駐車場もないことから、全区施設としての利用に限界が生じている。
- (2) 雨漏りや空調設備の部品欠品など施設の不具合が発生しており、講座等一般区民の利用に支障が生じている。

4 新たな活動の場

以下の理由により、生涯学習総合施設（学びピア21）に、新たな活動の場を設ける。

- (1) 交通の便が良く、駐車場も併設されていることから、利用者の利便性が高まる。
- (2) 施設面の不具合がなく、講座等を支障なく実施することができる。
- (3) 同一施設内の中央図書館や荒川ビジターセンターとの連携が容易となる。

5 新たな取り組み

- (1) 各種環境関連講座・展示
施設内における環境関連講座・展示の実施、地域学習センター等区内各所への出張講座を展開。
- (2) 図書コーナー
来館者の閲覧に供している図書コーナーの書類は本のとらば一ゆ等で有効活用を図ると共に、今後は中央図書館等と連携してテーマ展示などを展開する。
- (3) おもちゃトレードセンター
おもちゃの再利用を目的に実施していた本事業は、利用者の固定化傾向を踏まえ、民間のリサイクルショップ等へ誘導していく。
- (4) フードドライブ
あだち再生館で扱っていたフードドライブは廃止するが、引き続き以下の拠点で実施していく。
ア 本庁舎（ごみ減量推進課）
イ 足立清掃事務所
ウ 生涯学習センター
エ 花畑地域学習センター
オ 東和地域学習センター
※ フードドライブ開設曜日・時間は施設により異なる。

6 建物の利活用

- (1) あだち再生館閉館後の建物は、令和10年度までを目途に、本庁舎北館改修工事に伴う移転先として使用する。
- (2) その後の利活用については、施設改修に必要な経費の調査と合わせ、令和7年度までに結論を得るべく庁内で検討していく。

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（附則第2項による改正）新旧対照表（案）

改正前			改正後		
○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第17号			○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第17号		
			付 則 (施行期日)		
			1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。		
別表			別表		
附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	構成員の報酬	附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	構成員の報酬
区長	(略)	(略)	区長	(略)	(略)
	足立区リサイクルセンター指定管理者 選定審査会	日額 7,000円		(削る)	(削る)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	足立区リサイクルセンター指定管理者 評価委員会	日額 7,000円		(削る)	(削る)
	(以下略)	(以下略)		(以下略)	(以下略)
備考			備考		
1 各附属機関の長（足立区社会教育委員の会議の議長を含む。）の報酬は、2,000円を加算した額とする。			1 各附属機関の長（足立区社会教育委員の会議の議長を含む。）の報酬は、2,000円を加算した額とする。		
2 附属機関に部会等を設置した場合における部会等の長の報酬は、当該部会等の開催ごとに1,000円を加算した額とする。			2 附属機関に部会等を設置した場合における部会等の長の報酬は、当該部会等の開催ごとに1,000円を加算した額とする。		